

## 川崎市私道舗装助成金支給要領

(目的)

第1条 この要領は川崎市私道舗装助成金支給規則（以下「規則」という。）第15条に基づき必要な事項を定める。

(市長が定める関係者)

第2条 規則第3条第5号本文の市長が定める関係者は、次に掲げる者をいう。

- (1) 私道に接する敷地（敷地外への出入口が当該私道に面しているものに限る。以下この条において同じ。）又は敷地に存する家屋の所有者
- (2) 私道に接する敷地を用いて事業を行う者
- (3) その他市長が必要と認める者

(市長が別に定める要件)

第3条 規則第3条第5号ただし書の市長が別に定める要件は、次のいずれかに該当することとする。

- (1) 舗装新設工事、舗装補修工事又は階段補修工事（以下「工事」という。）を行う私道が共有物であって、次のいずれかに該当すること。
  - ア 当該工事が私道の保存行為に当たり、かつ、工事施行者が当該私道の所有者、当該私道に接する敷地（敷地外への出入口が当該私道に面しているものに限る。）内の家屋に居住する者（以下「居住者」という。）及び当該私道に係る規則第3条第5号本文の市長が定める関係者（以下「関係者」という。）（以下これらの者を「所有者等」という。）のうち所在不明である者を除く全ての所有者等の委任（工事施行者が当該私道の所有者でない場合にあっては、当該私道の1人以上の所有者を含むものに限る。）を受けていること。
  - イ 当該工事が私道の管理行為に当たり、かつ、工事施行者が所有者等のうち所在不明である者を除く全ての所有者等の委任（当該私道の各共有者の持分の価格に従い、その過半数を占める場合のものに限る。）を受けていること。
  - ウ 当該私道の所有者が建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第65条に規定する団地建物所有者で、当該工事が同法第66条において準用する同法第17条第1項に規定する共用部分の変更に当たり、かつ、工事施行者が所有者等のうち所在不明である者を除く全ての所有者等の委任を受けているとともに、同法第66条において準用する同法第17条第1項の規定による決定を受けていること。
- (2) 工事を行う私道が複数の所有者がその土地を提供し合って開設されたもの（共有物でないものに限る。）であって、次のいずれかに該当すること。
  - ア 当該工事が私道の保存行為（当該私道に設定された地役権の設定により定められた目的の達成のために必要な限度内であるものに限る。）に当たり、かつ、工事施行者が所有者等のうち所在不明である者を除く全ての所有者等の委任を受けていること。
  - イ 所在不明である所有者につき民法上の不在者財産管理制度又は相続財産管理制度に基づく管理人による当該工事の同意を得ており、かつ、工事施行者が所有者等のうち所在不明である者を除く全ての所有者等の委任を受けていること。

(3) 前2号の規定によるほか、工事施行者が工事を行う私道の全ての所有者の委任を受けており、かつ、居住者及び関係者のうち所在不明である者を除く全ての居住者及び関係者の委任を受けていること。

(4) その他工事施行者が工事を行う私道の全ての所有者の委任なく工事を施工することに相当の理由があると認められること。

2 前項各号に規定する所在不明であることは、所有者等（法人にあってはその代表者）の所在が確認できない場合であって、その者の住所に連絡のための文書を郵送し、当該郵送物が宛先不明を理由として還付された場合をいう。

（助成金の額）

第4条 規則第4条第1項に規定する助成金の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 規則第4条第1項第1号により算定された額と助成対象工事に要した経費の10分の9（当該工事に係る私道がその一端が舗装された公道に接続していないものである場合は、10分の8）に相当する額とを比較して、いずれか低い額とする。

(2) 規則第4条第1項第2号により算定された額と助成対象工事に要した経費の10分の7に相当する額とを比較して、いずれか低い額とする。

(3) 規則第4条第1項第3号により算定された額と助成対象工事に要した経費の10分の7に相当する額とを比較して、いずれか低い額とする。

（審査会の意見を聴く場合）

第5条 第4条の2第3項に規定する必要があると認めるときとは、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請に係る私道が規則第3条第1号から第4号までに規定する要件に該当しないおそれがあるとき。

(2) 工事が助成金の支給の目的に適合しないおそれがあるとき。

(3) その他市長が必要と認めるとき。

2 第6条第2項に規定する必要があると認めるときとは、次に掲げるとおりとする。

(1) 申請に係る私道が規則第3条各号に規定する要件に該当しないおそれがあるとき。

(2) 規則第3条第5号ただし書の規定の適用を受ける場合で、第3条第1項各号の要件に該当しないおそれがあるとき。

(3) 工事が助成金の支給の目的に適合しないおそれがあるとき。

(4) その他市長が必要と認めるとき。

（市内中小企業者への優先発注）

第6条 工事施行者は、規則第5条の私道舗装助成金支給申請書（第1号様式の2）（以下「申請書」という。）の助成申請額が1,000,000円を超えた場合は、市内中小企業者（川崎市補助金等の交付に関する規則（平成13年3月21日規則第7号）第5条第2項にいう中小企業者。以下同じ。）の内、2社以上の者から見積書の徴取を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りではない。

2 前項の規定による、2者以上の市内中小企業者から見積書を徴取した場合は、結果の分かる書類の写しを申請書に添付するものとする。

3 工事施行者は、市内中小企業者から見積書を徴取した場合、市内中小企業者であることの誓約書（第1号様式）を提出させるものとする。ただし、川崎市の競争入札参加資格者有資格者名簿に登載され地域区分が市内かつ企業規模が中小として登載されている者、又は工事施行者に対して直近の4月1日以降に記載内容（住所、商号又は名称、代表者職氏名、資本金の額、職員総数）に変更がない誓約書を提出した者を除く。

4 本条第1項第2号に定める見積りが行えないことに係る理由書（第2号様式）については、第3条ただし書きの規定により、2者以上の市内中小企業者から見積りを徴取し難い事由がある場合に提出するものとする。

（市長が別に定める要件に該当することが確認できる書類）

第7条 規則第5条第4号に規定する市長が別に定める要件に該当することが確認できる書類は、私道所有者等の委任状の不足に関する届出書兼誓約書（第3号様式）及び第3条各号に規定する要件に該当していることが確認できる書類とする。

（実績報告）

第8条 工事施行者は、当該工事完了後速やかに、実績報告書（第4号様式）を市長に提出しなければならない。

（委任）

第9条 この要領に定めのない事項は、建設緑政局長が定めるものとする。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この改正要領は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和2年3月31日以前に規則第4条の2第2項の規定による私道の現況調書を提出した工事については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

この改正要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要領は、令和5年4月1日から施行する。